

第41回政策評価審議会（第40回政策評価制度部会と合同）

1 日 時 令和 6 年12月24日（火）10時00分から12時00分

2 場 所

合同庁舎第2号館第3特別会議室（Web会議併用）

3 出席者

（委員）

森田朗会長代理、伊藤由希子委員、岩崎尚子委員、亀井善太郎委員、前葉泰幸委員、
横田響子委員

（総務省）

富樫総務副大臣、長谷川総務大臣政務官、横田総務審議官、菅原行政評価局長、
阿向大臣官房審議官、中井大臣官房審議官、荒井総務課長、尾原企画課長、
渡邊政策評価課長、平野評価監視官、山口評価監視官、山形評価監視官

4 議 題

- 1 効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドラインの改定について
- 2 生活道路における交通安全対策に関する政策評価について
- 3 最近の行政評価局の動向について

5 資 料

- 資料1 効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン改定案
- 資料2 生活道路における交通安全対策に関する政策評価（中間報告）
- 資料3 令和6年度 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果
- 資料4 行政運営改善調査結果概要（令和6年7月～12月）
- 資料5 政策評価審議会提言（R3.3）を踏まえた行政運営改善調査の取組状況

6 議 事 録

(森田会長代理) 皆様、おはようございます。それでは、第41回政策評価審議会と第40回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。

本日は岡会長が御欠席のため、会長代理であります森田が代わりに進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今、申し上げましたように、本日は岡会長、大橋臨時委員、田邊臨時委員が御欠席です。前葉委員、横田委員には、テレビ会議システムにより御出席いただくことになっております。なお、横田委員は御都合により10時30分までの御出席予定です。また、本日は御多忙の中、富樫総務副大臣、長谷川総務大臣政務官にお越しいただいております。

それでは、早速ですが、富樫副大臣から御挨拶を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(富樫総務副大臣) 副大臣の富樫博之と申します。委員の皆様におかれましては、大変多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私事ではありますが、2016年に総務省に政務官として就任した経緯がございます。以来8年ぶりにまた総務省にお世話になっておりますが、行政評価を担当させていただきますので、政策評価審議会委員の皆様にはよろしくお願い申し上げます。

行政評価局の実施している行政運営改善調査は、国民生活や社会経済への影響が大きいなど、改善の必要性が高いと考えられているものについて、行政相談や管区行政評価局等を活用して把握した、現場で生じている行政課題等を踏まえ、調査テーマを選定しています。そうした行政運営改善調査に係る審議を行う政策評価審議会の役割は非常に大きいと考えております。皆様の様々な御知見、御意見、御見識をお借りしながら、本日も様々な角度から御意見を賜れば幸いと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(森田会長代理) ありがとうございます。

それでは、長谷川政務官、どうぞよろしくお願いいたします。

(長谷川総務大臣政務官) 政務官を仰せつかりました長谷川英晴と申します。行政評価を担当させていただいております。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

少し自己紹介をさせていただきます。私は大学を卒業した後、民間の損害保険会社に10年

ほど勤務をし、千葉県の地元に帰って郵便局長を30年弱務めさせていただきました。いずれもサービス提供に関わる業務でしたので、施策の効果検証の大切さは十分に分かっているつもりです。

本日は、効果検証に関連する取組である政策評価のガイドラインの改定について御議論を賜りたいと思います。このガイドラインは、委員の皆様からの御意見を踏まえて本年3月に策定されましたが、継続的に改定をしていくものとして取り組んでいます。

今回の見直しでは、各府省が本年度に工夫して政策評価に取り組んだ事例を追加し、工夫のポイントを整理するとともに、政策効果の測定のポイントを更に充実することとしております。

このようにガイドラインをより使いやすく実践的なものとすることで、各府省における政策立案、改善の取組を一層支援してまいります。このガイドラインの改定内容について、様々な角度から忌憚のない御意見を賜りますよう、皆様をお願いを申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(森田会長代理) ありがとうございました。

富樫副大臣、長谷川政務官はほかの御予定がございますので、ここで御退席となります。どうもありがとうございました。

(富樫総務副大臣) よろしく申し上げます。

(長谷川総務大臣政務官) よろしく申し上げます。

(森田会長代理) それでは、議事に入りたいと思います。最初の議題は、「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドラインの改定について」です。事務局から説明をお願いいたします。

(渡邊政策評価課長) 政策評価課の渡邊です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料1を御覧いただきたいと思います。分量が多い資料となって恐縮ですが、1ページ目を御覧いただきながら、これまでの経緯なども踏まえて御説明したいと思います。

政策評価につきましては、昨年の3月に政策評価の基本方針の見直しを行いまして、運営に柔軟性を持たせつつ、より政策の効果にフォーカスしていくという方向に改正しております。当面の間は試行的な取組期間と位置付けまして、各府省には試行錯誤しながら取り組んでもらっておりますが、こうした各府省の取組に役立ててもらうために政策評価審議会でも御議論いただき、先ほど長谷川政務官からもございましたように、今年の3月にこのガ

イドラインを取りまとめて各府省に提供しております。

このガイドラインは、具体的な事例を中心に組立てておりまして、3月に作成した後も、材料となるような様々な事例が出てきております。この試行期間の間になるべく短いサイクルで各府省にも情報提供を行い、各府省の検討に役立ててもらうことでガイドラインの充実に向けた作業を進めております。先月、この政策評価審議会の下に設置されております政策効果の把握・分析に関するワーキング・グループでも、伊藤先生、大橋先生、亀井先生に御意見を頂いて見直しの作業を進めてきました。

1ページ目の下段のところにあるように、このガイドラインは3部構成となっており、今回は第1部の政策評価の工夫を示したパーツと第2部の政策効果の測定のポイントの部分について、内容の充実、見直しを行うものです。第3部の効果検証の手法を整理した部分については、内容の追加の作業に少し時間を要するので、もう少し先のタイミングで各府省に提供したいと思っているため、またの機会に政策評価審議会で御議論いただきたいと思いますっております。

まず、第1部の見直しをした内容について御紹介します。5ページ以降が第1部となっており、先ほど御説明したとおり、第1部は昨年度からスタートした試行的取組の中で、各府省が作成した政策評価書において工夫がなされている点を抽出してまとめたものとなっております。今年度作成した政策評価書がこの夏に出てきましたので、そこから事例を追加しております。

7ページに第1部の目次をつけておりますが、初版では各府省の例をただ並べたような感じになっておりましたが、事例も少し増えてきましたので、どのような工夫がなされているかという点からカテゴライズして並べております。今回の制度運用の見直しの趣旨である政策効果の把握・分析の強化や意思決定過程での活用という観点から、この左側にあるような構成としております。

行政事業レビューシートも政策評価書として活用可能という運用にしましたので、⑤から⑦がそのような例として示しているものです。幾つか新たに追加している事例の中から御紹介させていただきます。まず、一つ目のカテゴリーであります政策の効果分析に関する工夫の中で、9ページの①はロジックモデルを評価書の中で活用しているものとして、今年作成された総務省の例を示しております。ロジックモデルを活用して指標を分析することで、目標値の見直しや今後の対応策をまとめている例となっております。

13ページ目の④参考指標の活用の例として、法務省の例を掲載しております。これは発展

途上国の法の支配の支援を行うという取組について、進捗や効果を直接測るような指標はありませんが、参考となるような国際的なデータを示すことで、政策の継続の必要性を判断する上での材料として活用している例となります。

16ページ、⑦が環境省の例で行政事業レビューシートを活用しているものです。⑤、⑥も昨年の例で行政事業レビューシートをモニタリングに活用している例ですが、⑦は政策評価書の中で幾つか測定指標を設定しており、どの指標に対して、どの事業、行政事業レビューシートが関連するかという点を右下で一覧にして、行政事業レビューシートを参照できるように、そちらのほうにも飛べるようにしている例です。

もう一つの категорияであります活用目的に応じた政策評価の工夫の例として、18ページ目、⑨の文部科学省の例を御覧いただければと思いますが、これは政策の基本計画と政策評価を連携させた評価書となっております。文部科学省は所管する政策に関して、教育、科学技術、文化・芸術、スポーツという4分野における基本計画がございますが、これまで基本計画の見直しで政策評価の作業が必ずしも結びついておりませんでした。しかし、今回、科学技術・イノベーション基本計画が再来年の令和8年度に見直しが予定されていることから、19ページに示されているように科学技術・イノベーション計画に記載された目的や指標を基に、実績や今後の取組などを整理するという形で政策評価を行っており、これを今後の基本計画の改定に向けた議論で活用していくものとなっております。

各府省には、このような様々な例を参考に政策評価の在り方を引き続き考えてもらいたいということで第1部の追加の作業を行いました。

続いて、23ページ以降がガイドラインの第2部となっており、今年の2月から3月にかけて内閣官房行政改革推進本部事務局や各府省と行った府省横断的ワークショップの結果や夏に出てきた令和6年度の行政事業レビューシートの内容を踏まえた追加などを行っているものです。全体として、非常に分厚いものになってきましたので、27ページ、28ページに利用の手順という形で読んでもらうに当たっての手引を示しております。

ここで、第2部の全体の構成について御説明をさせていただければと思います。27ページは全体をどのように読み進めてほしいかということを示しておりますが、まず、総論に目を通してもらった上で、右側の各論で関係のあるアクティビティの部分を参照してもらうというスタイルは昨年と変わりません。初版では各論において、この10個のアクティビティそれぞれにポイントを整理していましたが、今回、その前に、国が直接実施主体となる場合と、補助金や拠出金などを出して、地方公共団体や民間団体等を通じて事業を行う場合といっ

た間接的な実施主体になる場合と分けて考えたほうが良いのではないかとということで、真ん中の緑色の枠で囲んだ部分を追加しておりまして、まず、入り口のところで事業の実施方法を分けた上で実行するアクティビティのほうを参照してもらうという形にしています。

当初、真ん中の緑色のところの補助金については、初版ではアクティビティの一類型として、右側の10個のうちの一つに並べていましたが、先ほど説明したとおりアクティビティに至る前の段階として抽出したので、その代わりにアクティビティの上から5番目の実証事業を追加しております。

28ページは各論の構成を示しておりますが、STEP 1 から 3 という流れです。このような形で現状・課題の分析から始まって、ロジックモデルの構築、点検・改善という流れで整理しており、そこに指標等の参考事例や行政事業レビューシートの実例を加えることで、各アクティビティを各論の部分で整理をする形にしております。

初版でもSTEP 1 から 3 という流れは、総論的には考え方として示していましたが、各論におけるアクティビティの部分での関係が不明確になっておりましたので、この流れを意識して、各アクティビティの部分を整理事直しております。

具体的に各論の部分をご覧いただければと思いますが、例えばアクティビティの一つ目の広報・普及啓発についてご覧いただきますと、50ページ以降で、まず、STEP 1 として、広報や普及啓発における目的や現状・課題をどう整理すべきかという考え方をこのページで示した上で、次のページにおいて、右上にSTEP 2 とありますが、このロジックモデルの構築としてロジックモデルの流れを示しながら、どの段階でどのような点に気をつけるべきかという指標設定のポイントを真ん中で整理しております。

STEP 1、2 については、初版の記載内容を充実させる、厚くするという形にしています。初版では、目標や指標の考え方に主眼を置いていたため、STEP 3 に当たる点検・改善の記載がありませんでしたが、先月の政策効果の把握・分析に関するワーキング・グループでも点検・改善の部分が重要だという御指摘を頂きましたので、52ページのようにSTEP 3 のページを追加しております。事業の進捗に応じて、どのようなフェーズに当たるかというのを左側のところに流れとして記載しておりますが、ここで見極めた上で右側に記載しているとおり、フェーズに沿って点検をしてもらうという流れです。事業の進捗、フェーズに応じて点検する内容や打ち手も変わってくることを理解していただきたいということで示しております。

53ページでは指標の参考例を示しておりますが、初版では、先ほどのSTEP 2 に当たるロジ

ックの流れと一緒に記載をしておりましたが、記載内容が増えてきましたので、ページを独立させております。

54ページ以降で行政事業レビューシートの実例を用いながら、ここでは内閣府の戦略的広報経費のシートを取り上げておりますが、右側にSTEP 1、2の観点から、この行政事業レビューシートはどのような点が優れているか、工夫がなされているかという点について、各府省にとってヒントになりそうなポイントを示しております。このような形でほかのアクティビティも整理をしておりますが、この行政事業レビューシートの実例における右側のポイントについては、まとめて29ページから33ページにかけて整理表という形で一覧表にしております。例えば、今御覧いただいた広報・普及啓発の54ページの内閣府の行政事業レビューシートについては、30ページの一番上のところにSTEP 1、STEP 2について、どのようなヒントが得られているかということをまとめてお示ししています。

このガイドラインについては、本日、この場でも御意見を頂きまして、それを踏まえて必要な修正を行った上で、年明け、できるだけ早めに各府省に提供していきたいと考えております。

ガイドラインの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(森田会長代理) 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見などございますか。皆様から一通り御発言していただいた後に、事務局からまとめて回答をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

なお、横田委員は間もなく退席ですので、この後の議題も含めて御発言があればお願いいたします。

(横田委員) 横田です。ガイドラインの内容がどんどん充実して分厚くなっていることを強く感じている次第です。このガイドラインが紙で使われることが多いのか、データで使われることが多いのかという点もありますが、目次、利用手順、整理表は何度も立ち戻りやすいような、非常に良い仕掛けになっていると思いますので、データで使用する場合は戻りやすい構造、各所に飛ぶページ数の指定などは結構丁寧に書かれていますが、それからもう一度全体像を把握したいというときに戻りやすいような構造になっていると非常に良いと思いました。

全体的に基本計画と連動させたり、見える化サイトができて、行政事業レビューシートのほうも変化していっており、このガイドラインもそれに沿ってうまく変化し、更なる進化を

期待すると同時に、皆さんにより使いやすいような環境に持っていただければと思っています。

(森田会長代理) ありがとうございました。それでは、ほかにいかがでしょうか。

伊藤委員、どうぞ。

(伊藤委員) 御説明ありがとうございました。だんだん充実していく過程をつぶさに拝見することができておりますので、非常に詰まってきたという印象を持っております。ただ、これは使ってもらって意味があるので、使ってもらう上でユーザーフレンドリーな情報の出し方になっているのかということをもう少し考えていただきたいです。これを普及啓発していくときに各府省に送付するだけではなく、例えば、今こういう段階で迷っているという府省にはこの部分を見てほしいというような、丁寧な広報が必要かと思っております。

それから長年、内閣官房行政改革推進本部事務局の委員としても望んでおりました、行政事業レビューシートの見える化サイトがようやく立ち上がりまして、この資料では、40ページから80ページくらいの範囲で書かれている行政事業レビューシートの見える化サイトからの事例はとてもよく書かれていると思います。

ただ、私はほかの府省の事業点検もしているの分分かっているのですが、こういう事例は良い意味での氷山の一角であり、まだまだ全然記載事項が埋まっていない状況です。2020年から2021年ぐらいからの予算を記載する必要がありますが、以前の予算も分からなければ、これからの予算も分からなくて、事業の名前だけが書いてあるという事例もあります。まだスタートしたばかりであるため、そのこと自体が駄目だというわけではないのですが、何か期待して検索してみたものの、情報がなかったというのはとても残念なことであるため、まだこのバージョンでは何件中何件ぐらいまでしかきちんと整理できていないですが、今後、例えば来年の3月末には何件というような形で、せっきく作った箱の引き出しの中身がどのようにきちんと埋まっていくのかという見取図が分かれば良いと思っております。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございました。

亀井委員、どうぞ。

(亀井委員) 御説明ありがとうございます。

私も、伊藤先生からお話が合ったとおり、一緒に伴走しながら取り組んできた経緯がありますので、もともとこれは、森田先生が中心になって政策評価の役割を大転換してきた役に立つ評価という点につながる具体的なアクションであると理解しています。一方で、伴走

しながら感じるのは、時々悪い癖で元の評価に戻ってしまうところがあるのですが、スタティックな評価ではなくてダイナミックな評価、スタティックなE B P MではなくてダイナミックなE B P Mを実践し、やはり役に立つE B P Mや評価というのは、具体的な改善まで至ってこそ意義があるという点は改めて肝に銘じていただきたいと思います。

この進め方としては、単に紙を作るだけではなくて、今、渡邊課長からも御説明がありましたが、ワークショップの開催や行政事業レビューシートを作る際など、いろいろと伴走しながら進めていくこの方法は、私はとても良い方法だと思っておりますので、これは是非継続していただきたいと思います。

私は、毎年11月、12月ぐらいの時期に人事院の管理職研修をやらせていただいている、E B P Mやロジックモデルを使って、チームで正解のない政策立案に取り組んでみるということを、1週間ぐらいのプログラムで実施しています。今年は先々週に終わったところなのですが、E B P Mやロジックモデルのようなものを使い慣れてきている感じはしてきており、着実に皆さんの取組は浸透してきていると思います。伊藤先生が説明された部分は一方であるものの、さすがに管理職クラスになると、そういうものがきちんと備わるようになってきているのではないかと感じました。ただ、先ほどの伊藤先生が説明された内容と現状から想像すると、恐らくまだ行政事業レビューシートに書き込む作業が若手の事務仕事になっているような感じがあるので、これは政策立案と一体なのであるという点は、布教活動のようなつもりで是非何度もお伝えしていただきたいと思います。

これも先ほどお話ありましたが、作成いただいた資料の分量がだんだんと多くなってきており、これも前回の政策効果の把握・分析に関するワーキング・グループでの指摘を受けて、ぎりぎりまで御努力されたことはよく承知していますので、そこは大変評価をしたいのですが、ややもすると自分たちの作業をまとめてしまっただけで終わりになってしまうがちです。これを使う各府省庁の現場の立場に立って、使いやすさ、読みやすさという点は是非留意をしていただきたいと思いますと同時に、そのような点からどうまとめていくのかということは今後も考えていただきたいと思います。

最後に質問なのですが、一方で、逆にここまで作って、恐らく、皆さん自身の視点の偏りなど、皆さん自身の課題もいろいろと見えてきたはずであると思いますが、この辺りを今どのように考えているのでしょうか。今後やらなければならないことも見えてきたと思いますし、あるいは、内閣官房行政改革推進本部事務局との役割分担もこれから更に明確化していかなければいけないと思う中で、どのようにこの後のネクストステップを考えているの

か、是非そこは教えていただきたいと思います。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございました。

では、岩崎委員どうぞ。

(岩崎委員) 早稲田大学の岩崎です。御説明どうもありがとうございました。

効果的な政策立案・改善に向けたガイドラインということで、各府省がより良い政策を作るための評価に対する取組や努力が非常に窺えると思いながら拝見しておりました。ほかの府省の行政事業レビューにも関わらせていただいていると思いますが、双方でより良い効果が出ているのではないかと聞いております。

資料に関しても、施策の見える化にも寄与していると思っています。また、内容もアップデートされており、参考事例としても有意義だと思っています。先ほどもお話にありましたように、やはり使われるためのガイドラインを目指すためにキーワード検索の在り方などの使用方法についても今後御検討いただければと思っています。そして、更に継続して進めていただければと思うことは、やはり政府内でこのベストプラクティスを共有していただくことと、今後の立案・改善に受けて、更に透明度の高いPDCAを進めていただくことを期待申し上げたいと思います。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございました。

それでは、前葉委員、お願いできますか。

(前葉委員) ありがとうございます。

非常に有意義なものが出来上がっていると思います。各府省の御担当の皆様、あるいは政策評価を担当される皆様がこの中でいろいろと気がつくことがあろうかと思っています。これをうまく管理職に報告していただいて、今度は管理職側がこの中で役に立つという意味で政策に生かされるものをしっかりと受け止めていく。そして、新しい政策につなげていくことを実行してもらうことがこのガイドラインを生かすことにもつながっていくと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございました。

それでは、一通り御意見を伺いましたので、事務局のほうからお願いいたします。

(渡邊政策評価課長) まず、亀井先生から御質問を頂きました点についてお答えをさせ

ていただきますと、いろいろと整理してきまして、各府省に情報提供していますが、もともとの政策評価の見直しの趣旨である効果分析機能の強化や意思決定過程での活用、更にはそこから改善という部分にどのようにつなげていくかということは、先ほどからも改善につなげていくことが大切だという話がありましたが、ただ単に材料を作るだけではなく、どのようにつなげていくかということがこれから問われてくるのかと思っております。

次に、内閣官房行政改革推進本部事務局との役割分担も含めて御説明しますと、今までは基礎的なE B P Mということで、まずは行政事業レビューシートも材料に、政策の前段階である基礎的な単位での事業レベルの部分からE B P Mを定着させていこうということで取り組んでいましたが、先ほど御説明したような定着具合にもよりますが、次のステップとしては、この政策評価審議会でもこれまでも御指摘を頂いておりましたが、事業レベルから政策レベルで今度どのように考えていくかということを考えていく段階にあるのではないかと考えております。

それから、皆様から幾つか御指摘や御意見を頂いた使いやすさの観点ですが、横田先生からは目次と各論を行ったり来たりでき、立ち戻りやすいものとすることや、伊藤先生からは使ってもらうことに意味があるためユーザーフレンドリーな形にという御意見や行政事業レビューシートの改善についての御意見を頂きました。また、岩崎先生からは検索のしやすさ、前葉先生からは各府省の気づきをフィードバックできるようにという御意見を頂きましたが、やはり分厚くする中で全体が見にくくなることもあるため、伊藤先生からの御意見も踏まえて、第2部の頭に利用の手引のようなものを加えさせていただきました。これから各府省にも説明会を行ったり、行政評価局の職員が各府省へ訪問し意見交換を行う中で頂いた各府省の意見も反映していきつつ、使い勝手の良いものにしていきたいと思っております。行政事業レビューシートの充実については、まず、内閣官房行政改革推進本部事務局にも取り組んでもらう話かと思いますが、我々も一緒に協力しながら、各府省のレベルアップにつなげていければと思っております。

(森田会長代理) ありがとうございました。ただいまの事務局の御説明につきまして何か、更に質問、補足、反論等ございますか。

(亀井委員) 反論ではないのですが、今、内閣官房行政改革推進本部事務局の動きと行政評価局の動きを両方見ていて正直に感じるのは、やはり内閣官房行政改革推進本部事務局のほうが行政事業レビューシートを非常に網羅的に良く読めていて、それこそ伊藤先生がおっしゃったような現状を大変よく把握されている。内閣官房行政改革推進本部事務局

と行政評価局の役割がどうあるのかという問題については、政府の中における様々な機能の分担であるため、私のような者が申し上げる筋合いではないのかもしれませんが、やはり恒久機関としての行政評価局がどのようにこの仕事を受けていくのかということは非常に大切な点だと思っています。私は、政府全体におけるある種の基礎体力のようなものを行政評価局が高めてこそ、政府全体における機能が高まっていくと認識しているため、今、内閣官房行政改革推進本部事務局が持っているノウハウも含めて、是非その辺りをしっかり、お互いに切磋琢磨しながら高め合う、一方で行政評価局が恒久的な力としてしっかり受け止めていくという点は強く認識して実施していただきたいと思いました。

現状、ややもするといわゆるスノーボール式に増えていった事例という形になっているのですが、やはり網羅的に見るからこそ見えてくる事例もありますので、その辺りは是非意識していただけたら良いのではないかと思います。

以上です。

(森田会長代理) はい。伊藤委員、どうぞ。

(伊藤委員) 私なりの整理で言うと、内閣官房行政改革推進本部事務局は春と秋の行政事業レビューを中心に回っているため、どちらかというとゲリラ的というのでしょうか、良くも悪くも、この春はこれをポイント、テーマにしようとかというように、ポイントをピックアップして国民の皆さんに分かりやすくするのが一つのアウトプットな形である一方で、行政評価局の場合は、できる限り網羅的かつ定期的、安定的にという点が大切ではないかと思います。例えば内閣官房行政改革推進本部事務局の行政事業レビューではなかなか上げにくいようなとても大きなテーマや、あるいは小さくて地味ではあるが重要なテーマなどというものを定期的に評価することはとても意味があることだと思います。

それと、これは依頼になるのですが、大きな事業の中の個別政策については、恐らく霞が関の中では、きっちり予算分けや担当分けがされている話だと思うのですが、政策の外にいる私たちは、いまだに事業の枠や政策の枠がどのような体系でダイナミックに変動していくのかという部分について、これはうちの事業であるが、私の部署はこの政策の担当ではないなど、いろいろなことを言われてしまいます。政策にIDがつけられればいいのですが、なかなかそんな固定IDでつけられる話でもないため、ある政策の中にどのような1つの個別の事業や個別の政策があり、一部はほかの部署と連携しているなど、政策のネットワークのつながりや政策の時系列のつながりがいまだによく分からないので、これをうまく将来的に、整理していただければと思います。

今、行政事業レビューシートの検索性が高まっているため、気になる用語を検索すれば、ある程度は引っかかるようになりつつあり、それはとても良いことだと思うのですが、恐らく、それは素人の調べ方で、プロの調べ方によりこれとこれに関連しているということが今後出てくると思いますので、そういうものと紐づけられる、この政策の関連政策はこちらですといったものも出てくると良いのではないかと思います。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございました。

事務局のほうも今の御意見を反映していただきたいと思います。

(渡邊政策評価課長) 内閣官房行政改革推進本部事務局との役割分担については、内閣官房行政改革推進本部事務局は内閣官房という組織としての役割があり、行政評価局にはもともと知見を蓄えるという役割も期待されている部分もあるので、その点に留意して進めていきたいと思います。政策の体系や事業との関係については、行政事業レビューシートの中で政策との関係は示されている部分もあるのですが、やはり政策となると事業だけではなく規制や税などいろいろなものも入ってくるため体系的に見えにくい部分もあり、その点をどのように可視化していくかについては我々にもわかり知見があるわけではありませんが、今後の宿題として少し考えさせていただければと思っております。ありがとうございました。

(森田会長代理) ありがとうございました。それでは、ただいまの議論も踏まえまして、この効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドラインがより使いやすく、実践的なものとなるように引き続き積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次の議題は非常に具体的なものである、「生活道路における交通安全対策に関する政策評価について」です。事務局から御説明をお願いいたします。

(山口評価監視官) 担当の評価監視官の山口と申します。生活道路における交通安全対策に関する政策評価について御説明します。資料2を御覧ください。

この調査は、昨年12月の第35回政策評価審議会で御議論をいただき、今年の2月から調査に着手をしております。現在、調査結果の取りまとめ作業中ですが、現時点での進捗状況について御報告をさせていただきます。

資料2の1ページを御覧ください。1の調査対象に記載のとおり、調査対象とした事故は、警察庁が公表している交通事故統計のデータベースに基づき、令和元年から4年までの生

活道路における人身事故としております。

また、調査対象とした機関は、表 1 に記載のとおり、書面調査及び実地調査として、市区町村を中心に警察等の関係機関にも調査を行っております。

2 の評価・分析の方向性ですが、令和 4 年の生活道路における事故件数は、令和元年と比べると、全体としては 2 割程度減少しています。ただし、市区町村別に見ると、減少率にはばらつきが見られます。

また、都道府県警察や市区町村が行う交通安全対策の取組状況を調査したところ、市区町村によって取組の内容・方法に違いが見られます。事故件数の減少につきましては、この間の新型コロナウイルス感染症の影響や事故防止のための技術進歩の影響なども考えられますが、本調査におきましては、下の青字で記載しているとおり、市区町村ごとの取組の違いと事故の減少率がどのように関係しているかを評価・分析するほか、事故防止に効果的・効率的な事例を整理することとしております。

次のページを御覧ください。現時点の調査結果のうち、まず、生活道路における事故の現状についてですが、全国で見ると、令和 4 年の生活道路での事故件数は 8 万 5,000 / 5 千件弱であり、令和元年に比べ 21.2% 減少しています。

当事者別で見ますと、下に表で記載のとおり、⑦の車相互、車同士の事故が最も多く 34.4%、次に、車対自転車が多く 30.3% となっています。また、減少率で見ると、自転車が関係する事故の減少率が低調となっています。

次に、書面調査対象とした 454 市区町村について見ると、人口規模と事故件数との関係は、当然人口が多いほど事故件数が多いという関係になりますが、事故の増減率との関係で見ると、人口規模と事故減少率との間に明確な相関は見られないとなっております。

次のページを御覧ください。交通安全施設等の整備に係る主な取組についてですが、まず、国の取組については、表に記載のとおり、警察庁、国土交通省、文部科学省が、それぞれ所管の立場から対策を行っています。

次に、現場の取組を見ますと、都道府県警察は道路交通法に基づく交通規制やそれに伴う施設の整備を行い、市区町村は道路管理者として道路法に基づく施設の整備を行っています。

下に施設の例を図示しておりますが、警察は最高速度や一時停止等の道路標識や信号機などの設置、市区町村はガードレールやカーブミラーなどの施設の整備を行っています。

次のページを御覧ください。具体的な取組についてですが、まず、市区町村の取組として

は、aの施設等の整備に係る予算、体制については、施設等の整備に係る予算は、一般的に、国から配分される交付金に地方公共団体の単独事業費を加えて構成されており、国からのほかの補助金を活用している例も見られます。

また、bの事故発生状況の把握についてですが、書面調査結果では、事故件数を把握している市区町村は7割程度、事故発生箇所を把握している市区町村は80.4%となっています。

cの事故リスクが高い箇所の把握・分析については、95%以上の市区町村が要望を端緒として高リスク箇所を把握しており、加えて、データや一斉点検により高リスク箇所を把握している市区町村もございました。具体的には、データにより事故多発箇所を把握しているのが76.8%、データにより潜在的高リスク箇所を広域的に把握しているのは8.9%となっています。次のページに行きまして、潜在的高リスク箇所を把握するための一斉点検を実施しているのは2.5%となっています。

次に、dの交通安全施設の整備箇所の選定については、90%以上の市区町村は、住民要望や通学路合同点検結果を端緒として施設整備を行う箇所を抽出した上で、その箇所に整備が必要かどうかについては、現場確認により交通量や道路の形などを確認した上で、担当職員の経験を基に判断をしています。

また、整備の必要性の検討に当たり、事故の実績や潜在的高リスク箇所に関するデータを参考にしている市区町村もあり、具体的には事故実績を参考にしているが42.9%、事故多発箇所を重視しているが16.1%、潜在的高リスク箇所を参考にしているが8.9%となっています。

次のページを御覧ください。eの施設等の内容の選定については、事故内容を考慮して施設の内容を選定することを基本としている市区町村は少数であり、70%以上の市区町村は、現場の状況を確認した上で、担当職員の経験を基に必要な施設を整備しています。また、90%以上の市区町村は、都道府県警察から施設内容の提案を受けています。

次に、fの自転車向けの取組については、自転車事故件数を把握しているのは72.3%、自転車向けの施設等の整備を実施しているのは67.8%となっています。ただし、市区町村からは、自転車事故については、事故原因がモラルによる部分が大きく、施設整備よりも啓発のほうが重要という御意見も頂いているところです。

なお、その下の都道府県警察の取組については、現在、調査結果を取りまとめ中であり、今後その結果を記載する予定です。

次のページを御覧ください。以上を踏まえて、(3)市区町村の取組と事故減少率との関

係ということで、これまで実施しました実地調査等の結果から、事故減少に有効であると考えられる市区町村の取組について、以下のとおり仮説として整理をしています。

事故に関する情報や施設整備に当たっての助言を得るなど、都道府県警察との連携が有効ではないか。

施設整備や啓発に活用するため、事故発生箇所を把握することが有効ではないか。

どこに施設整備を行うかの検討に当たり、事故の発生箇所であることを参考にすることが有効ではないか。

どのような施設を整備するかを検討に当たり、事故内容に関する情報を活用することが有効ではないか。

自転車の事故防止対策を行うに当たり、自転車事故の発生状況を把握することが有効ではないか。

こうした考え方にに基づき、書面調査を行った市区町村に対して追加調査を行っており、市区町村における取組の違いと事故減少率との関係を分析しているところです。

こうした分析等を踏まえまして、4の調査結果を踏まえた意見等について、今後記載をしていく予定としております。

最後に、今後のスケジュールについてですが、令和8年度を始期とする次期交通安全基本計画の策定の議論に役立てていただけるよう、本調査につきましては、本年度末の公表を目指しております。

私からの説明は以上です。御審議のほど、どうぞよろしくお願いします。

(森田会長代理) ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見などはございますか。皆様からそれぞれ御発言いただければと思いますが、伊藤委員、どうぞ。

(伊藤委員) 詳細な調査について説明していただき、どうもありがとうございました。

日本は歩行者の交通事故の件数がほかの国に比べてとても多い上に、高齢化社会であり、どちらが悪いかという話になったときにお互いが高齢者であったということもあるので、なかなか歩行者の安全を適切に確保するのが難しいと感じます。そのため、生活道路の安全は、とても大切なテーマだと思っております。

ただ、道路の管轄やいろいろな啓発や標識や道路の修景などといったそれぞれの役割分担が複雑に入り組んでいるため、6ページに記載があったとおり、結局、いろいろ施設整備の案はあるが、最終的にはモラルの問題だから難しいという話があったと思います。それは

確かに事実としてそのとおりだと私も思っているのですが、経済学の考え方は、モラルが機能しないのであれば、モラルをうまく動かせるような制度を作れるという発想に立っているのです。

昨年の政策評価審議会でもお話ししましたが、私の大学のゼミでは、同じ警察庁のオープンデータを使って、例えば日本では、歩行者が渡っているときに右左折車が待っていることが多いですが、そうではなく、イギリスのように車のみ通行可能、歩行者のみ横断可能というような歩車分離式信号を導入することで、少なくとも歩行者と自動車の事故は減らせるのではないかということを分析しています。長野県や神奈川県では積極的に導入しており、確かに事故は減っているのですが、結局、警察庁が全てを歩車分離式信号にできない理由は、やはり歩車分離式信号ではない交差点に慣れており、急に変わると自動車が戸惑うということと、歩行者が横断する時間は車が一切通行できないため渋滞が起きるということで懸念をされているようです。

しかし、効果的に歩車分離式信号の検証を進めていくと事故が減るということは確実に立証されており、不幸な交通事故を減らしたいということが社会共通の価値観であるとする、あとは決めの問題であると感じます。信号機を歩車分離式信号に変更するのみであり、設備投資をする必要がないため促進すべきであるにもかかわらず、まだまだ動いていないのが残念な点かと思います。モラルや慣習といった問題により、最後の一押しができないのが残念に思いますので、結論としては、このような重要な調査がきちんといろいろな場所に知れ渡ることが大切だと思っております。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございました。亀井委員、どうぞ。

(亀井委員) ありがとうございました。事前にいろいろとお話をしたときにも見せてもらい、なるほどと思ったのは、オープンデータのマップが一部で展開されていることで、今回山口監視官のチームでも簡単にそれらを作成できるようなソフトウェアを作られたという話も含めて、役に立つ評価につながる話であり、ここまでの流れもよくできており、方向性も良く、そのような形で各市区町村や都道府県、警察でも使えるような形になっており、とても良いものになっていると思いました。

一方で、インフラを整備する立場から見て、事故を減らそうと思った場合は、今、伊藤先生がおっしゃったように、運用を変えていくという話がある一方で、最近は自動車にいろいろなデータが蓄積されており、このデータが活用できるようになってきているので、そこか

らアプローチするという方法が、現在民間では取り組まれていると承知しています。

例えば、損害保険会社では、既にデジタルタコグラフのようなものを使い、急ブレーキや急発進をしない安全な運転を行っている人ほど保険料を安くするというインセンティブを付けるといったことを行っています。つまり、彼らはそのようなデータを持っており、また、民間企業の一部では、車に何らかの装置を格納させ、それを起動させた状態で一定地域を走らせることで急ブレーキをしやすい場所を見つけて、急ブレーキが多い地域が分かる形で安全マップを作り、地元の地域に提供したりしています。更には、プラットフォーマーがどこまで提供してくれるか分かりませんが、彼らは地図アプリも含めて提供していることから、どこでそのような危険なことが起きているのかという動態も含めて把握しているはずで、いわゆるビッグデータという形になりますが、この後、恐らくそういう点も想定しながら、これから生活道路をどのようにより安全なものにしていくかという視点を持つ必要があるはずですので、今から今年度内に本調査として取り組んでほしいという趣旨ではないのですが、頭出しだけでも書き出していただけると良いのではないかと思います。そして、それも含めて、状況次第では残された期間の中で少し意見交換を行うなど、どのように民間の知見を持っている皆様と協力関係を築けるかという形で検討していただき、あとは警察の方々にボールを渡せばいいと思いますが、そのボールをできるだけ頭出しをして渡すような形でまとめることで、より今の現代社会における安全をどのように生活道路の中に作っていくのかという議論にもなるため、今の伊藤先生の話も含めて、是非そのような形で出していただけたら良いのではないかと思います。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございました。

前葉委員、どうぞ。

(前葉委員) ありがとうございます。市区町村の取組が事故減少率につながっていくという関係は、市の立場から言えば、非常に重い課題としています。今、亀井先生がおっしゃったような、交通規制や道路管理の担当部局にボールを渡すときには是非注意していただきたいポイントがあります。それは、市区町村が把握している交通安全上の課題やデータに基づく話をしっかりと受け止めていただくようお願いをしてほしいということです。

どのようなことかと申しますと、大体、市の場合は、交通安全の担当部局がこういう取りまとめをするわけです。交通安全の担当部局は市民部などにあり、一言で言えばお金も権限もない部署であるため、警察や道路管理者、国、都道府県、市区町村にお願いに行く立場で

す。そのため、市の交通安全の担当部局が事故の原因となったであろう交通安全上の情報や施設がもう少しこうあるべきというようなことを幾ら正確に把握していても、それを伝える力があって、そして実現していく推進力がないとなかなか大変なのです。そのため、市区町村において、そういうことが単なる要望や地域の課題ということで届けられたものについては、単なる要望として受け止めていただくよりも、交通事故を減らしていくための一つの言わば提案として受け止めていただくよう、是非お願いをしたいと思います。

一つだけ例を挙げてお話しします。通学路のケースなのですが、これは大体PTAが見ます。PTAは、年度が替わった4月に選挙で会長が選ばれた後に、春から夏ぐらいに新役員のメンバーで初めて通学路を歩いて現場点検をします。ここが危ないという場所や、ここをもう少し何とかならないかという場所、ここの横断歩道が消えかかっているなどといった場所を発見して、秋頃に取りまとめて、教育委員会に提出します。

その後、各学校のPTAから出てきたものを教育委員会が取りまとめて、秋の終わり頃に市民部局に届けるわけです。市民部局はそれを取りまとめて、冬のさなかに都道府県警察あるいは道路管理者に持っていくわけです。その頃には都道府県警察や道路管理者は既に予算要求が終わっており、来年度に実現することはまずないです。そうすると次の年度に持ち越される。次の年度に持ち越される頃には、PTAの役員は子供が卒業するなどの理由で代わっており、次の役員は前の役員が何をお願いしていたのかという点をきちんと分かっていないなど、タイミングのずれがある状態です。

そこで、津市の場合は、三重県警察の予算要求や道路管理者が来年度どこにどのような側線を引いていくかなどのスケジュールに合わせるようにしました。具体的にはどのようなことかという、三重県警察を例にとって挙げますと、大体春頃に、来年度はどこの横断歩道を塗り替えるかといったピックアップを始めています。夏頃に各警察署から三重県警察本部にそれが上がっていき、秋頃に予算要求していくものを大体整理をして、最終的に予算がついてきて配分がされるという流れです。そのため、春までにそのような情報を持つていく必要があります。

私どもの警察と道路管理者、津市で言えば、津警察署、津南警察署と道路管理者、国、県、市、それから交通安全部局と教育委員会による会議を3月に実施することにしました。3月にすることで来年度の流れに乗っていくということでもあります。3月にすると、大体、市区町村の職員は人事異動前ですので、4月に代わってしまうのではないかと言うのですが、三重県警察は幸いなことに3月ぐらいから翌年度体制をもう既に組んでいるため、3月に実

施すると非常に物事が早く進むことが分かりました。

一つの例として御紹介しましたが、この問題は権限を持っている交通規制当局及び道路管理当局、更にはそこに予算をつけていく財政当局が受け止めて対応しないと動かない話であり、市区町村が把握している情報を事故減少率に反映させていくためにはそのような内部的な手続が必要でありますので、この調査が生かされ、皆さんが連携して取り組んでいただけることを大いに御期待申し上げながら、発言を終わります。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございました。

岩崎委員はよろしいですか。どうぞ。

(岩崎委員) 岩崎です。1点コメントさせていただきたいと思います。これまでも岡会長を始め、森田会長代理も分析評価の枠組みの中でデジタル技術、いわゆる技術革新の必要性についても言及されてきたと思います。今回、御報告いただいた中に、データにより管内の潜在的高リスク箇所を広域的に把握している市区町村ということで、一部A Iで分析している事例もあることを御報告いただきました。このような市区町村はまだ数としてはそれほど多くないと思います。やはり広域的に地方公共団体でA I、イノベーション等を含めて分析されていく数が今後増えていくことを期待したいと思います。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございました。

それでは、事務局からお願いできますか。

(山口評価監視官) ありがとうございます。これまで我々も、全体の調査に加えて、実地調査で実際に現場や市区町村に行き、意見を聞いておりまして、本日の資料には書き切れないようないろいろ現状も聞いているところです。伊藤先生からの御意見にもありましたが、警察と市区町村の役割分担や、道路管理者と市区町村においても、広報・啓発を実施しているところと補修を実施しているところと新しく作るところと財政部局がそれぞれございます。ではこの役割に線を引くときに一体誰がやるのかを相談しているなど、いろいろ御苦労されている中で、実態としては、この資料にもありますが、多くの市区町村が要望を端緒にどこに作るかを決めて、予算も限られている中でどこに作るかという場合に、それが職員の経験なり、場合によっては要望の声が大きいかどうかなどももしかしたら影響するという中で、オープンデータなどの活用によって、客観的な情報で進めていくことが事故減少への推進力にもなるのではないかと考えております。そういう意味では、警察庁のオープン

データが載っているのが令和元年からであるため、ある意味、新しい取組であろうと思っており、こういうものをもっと市区町村で活用していくことが良いのではないかと全体としては考えています。

そういう中で、まだその段階なので、まずはオープンデータからだと思っておりますが、加えて亀井先生からもありましたような、民間のデータやA Iなどを使っている市区町村も実はごく一部ですがあるので、そのような例も参考にしながらしっかり実現されていくように、また、交通安全基本計画という、各府省が連携して決める大きな計画が令和8年度から始まりますので、その議論の策定に役立てていただけるように、国のほうでもしっかり国土交通省や警察庁とも連携をしながら進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

(森田会長代理) ありがとうございます。私も一言言わせていただきますと、令和元年から令和4年までに事故が20%減ったことは、すごい成果だと思います。特に自動車同士の場合には27%ですから、4分の3に減っているわけで、これはなぜ減ったのかという分析はあるのでしょうか。よく聞くのは、コロナ禍で確かに車の走行距離と言うか、走行台数が減ってきたことが相当効いているようですが、この分析も非常に重要ではないかと思えます。高齢者が一斉に運転免許を返上したといったものもあるかもしれませんが、はっきりしないところがあると思えます。コロナ禍には、車の台数が減ったために事故は減ったのですが、事故における死亡者や重傷事故の割合が増えてきたとよく言われました。要するに、車が減ってきてそれだけみんなスピード出したということらしいのですが、だとすればまた違った発想が出てくるのではないかと思います。

今までずっとこの交通安全対策を続けてきて、いろいろな努力されてきたのは分かるのですが、私自身はこの21%減ったのは、みんなで本当に万歳をしていいくらい、すごい成果ではないかと思うのですが、余りこのようなコメントがなかったのが意外に思いました。

(山口評価監視官) ありがとうございます。確かに2割の減少はかなりのペースであり、4年間で2割でするので非常に減っているということだと思います。長期的に見てもずっと減少傾向になっており、恐らく交通安全のために車に搭載するようなシステムが技術革新でぶつからなくなったことや飲酒運転の減少など、いろいろあるとは思えます。直近の数年を見ますと、令和2年と令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響が恐らくあると思いますが大きく減っており、令和4年になると減ってはいるものの減少率は鈍化していますので、令和4年になって人流が戻ってきて、また事故も少し減少率が低調になっているとい

う傾向がありますが、いずれにしても下がっている中で、はっきり2割減った理由を分析したようなものは見当たりませんでした。様々な要因が考えられる中で、我々としては、取りあえず警察庁のオープンデータが令和元年から令和4年までという制約がある中で、市区町村との取組を分析しているということでございます。また今後、オープンデータは蓄積をされていくと思いますので、こうした例も参考にさせていただきながら、今後もこういう形で分析をしていくことが事故防止という観点で大切なのではないかと考えております。

（森田会長代理） ありがとうございます。よろしいでしょうか。ただいまの議論、御発言も含めまして、取りまとめに向かって更に検討を進めていただきたいと思います。

それでは、議題3に移りたいと思います。議題3は、「最近の行政評価局の動向について」です。まずは、事務局から一通り報告をしていただきまして、その後、質疑応答をお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

（渡邊政策評価課長） それでは、まず、資料3の令和6年度の租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について、簡単に御報告をさせていただきます。

これは1ページ目にございますように、各府省が毎年度、予算編成に合わせて税制改正の要望を行う際に法人税に係る租税特別措置等については、事前に政策評価を行うこととされております。行政評価局では、各府省が行った租税特別措置等の政策評価について、評価書において示すこととされている項目の説明が十分になされているかという観点から点検しております。

2ページ目を御覧ください。今年度、全体で31件を対象に点検しております。右下にございますように、（1）から（8）に掲げている観点で、達成目標から適用数、減収額、効果をチェックしておりまして、各租税特別措置等についてAからEの5段階で評価を付しております。それを点数化して平均点を算出したものが左下のチャートになっており、御覧いただきますと、将来と過去の効果の部分で評価分析・説明が不十分なものが一定数見られました。この点検結果につきまして、11月22日に各府省に通知を行うとともに、税制当局にも提供し、税制改正の検討にも活用していただいております。

先ほど説明した効果の点について、分析・説明が弱い部分もありますので、昨年度から租税特別措置等の効果検証について各府省と共同研究を実施しておりますので、そのような取組も踏まえながら各府省の後押しをしていきたいと考えております。

以上です。

（森田会長代理） では、続いて、お願いします。

(山形評価監視官) 続きまして、私からは資料4に基づきまして、ごみ屋敷対策に関する調査結果について御説明させていただきます。担当しております評価監視官の山形と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

1 ページ目の概要についてですが、こちらも後ほど御説明いたしますが、右の上のほうに小さい文字で書いてあります、今年8月28日に環境省、厚生労働省、消防庁、国土交通省の4省庁に対して措置を求める通知を行いました。

調査の背景のところに書いてありますが、いわゆるごみ屋敷についてニュースあるいはワイドショーなどで御覧になっている方も多いと思いますが、家の中あるいは外にごみがあふれ、お住まいになっている御本人のみならず、周辺地域にも悪臭や火災のおそれなどの悪影響を及ぼしているものであり、なかなか解消に至らないということで、市区町村は対応に苦慮している状況です。

四角の三つ目に書いておりますが、今回、30の市区を調査の対象として、事例把握を中心として調査しました。181の事例を分析して、ごみ屋敷の事案の実態、そして市区町村における対応状況について把握しております。

主な調査結果です。左下ですが、一つ目の丸、まず、未解消事例の3割は堆積物を有価物、つまり、ごみではなく大切なものだと言主張しており、市区町村による排出の指導に応じないという状況が分かりました。

そして、二つ目の丸ですが、居住者の7割は健康面あるいは経済面に課題を抱えておりまして、具体的には、小さい文字で書いておりますが介護が必要な状況であったり、認知症あるいは精神疾患を発症している、経済的に困窮しているという状況がありました。さらには、健康面と経済面の両方の課題を抱えている事例も一定数ございました。これに対して、一部の市区においては、外部の関係機関と連携して、居住者に対し福祉的支援あるいは経済的支援を行うことでごみ屋敷事案を解消した事例もありました。

三つ目の丸ですが、未解消の事例のうちの3割は、一旦ごみが排出されても再発してしまう状況であり、この再発問題が、ごみ屋敷がなかなか解消しない原因の一つになっております。これについては、一旦ごみが排出された後も、福祉的な支援を継続することで再発防止につなげている事例がありました。また、一番下に※印で書いておりますが、調査した市区からは、国の支援方策や取組事例を教えてほしいという意見がございました。

これらの調査結果を踏まえ、右側の箱にありますが、総務省の意見として、市区町村において、部局横断的な対応を可能とするために4省庁が連携して、支援方策や取組事例などの

情報をパッケージとして市区町村に提供することを4省庁に対して求めました。このパッケージについてですが、これをやれば大丈夫という決定的な解消策がなかなかない中で、市区町村のそれぞれの部局がばらばらに対応しても、居住者が抱えている複合的な問題の中身はケース・バイ・ケースで非常に個別性が強いため、十分に対応できないことがあります。そのため、まずは国が、具体的にはこの4省庁が連名で取組事例や関連制度集のようなパッケージを市区町村にお示しすることで、市区町村においても部局横断的に対応できるようにすることを狙いにしております。

以上です。

(森田会長代理) 続きまして、よろしくお願いします。

(平野評価監視官) 資料の7ページまで進んでいただき、地域における住民の防災意識の向上(災害教訓の伝承)に関する調査の結果(概要)等について御説明させていただきます。内閣、総務等担当の平野です。

市町村において、災害教訓の伝承の意義が改めて認識され、住民による災害教育の伝承活動への支援や自然災害伝承碑に係る取組が広く行われるための国の方策の検討に資することを目的として本調査を実施し、その結果を8月29日に公表しております。

突発的かつ激甚化する自然災害に対して、行政による防災対策のみでは防ぎ切れない場合もあるので、災害に際して住民が主体的な避難行動が取れるよう、国や地方公共団体が支援することが重要とされています。東日本大震災の教訓を今後にいかすため、災害対策基本法が平成24年に改正され、住民が主体的に判断し行動できる必要があるとの理由から、住民の責務として災害教訓の伝承が明記されました。また、国・地方公共団体は、住民の伝承活動への支援に努めなければならないとも規定されました。

しかし、今回の調査の情報収集等の過程で、過去の災害の記憶などが年々風化している、住民の災害教訓の伝承活動が行われなくなっているとの指摘が市町村から聴かれました。そこで、調査を実施したところ、本調査の結果として、まず、住民の災害教訓の伝承活動が、負担感などから行われなくなっている地区が増えている一方で、過去の災害教訓が大切に受け継がれたことが、災害時に住民の主体的な避難行動に結び付き、犠牲者が出なかった事例が把握され、改めて災害教訓の意義・重要性が明らかになりました。例として、9ページにありますとおり、令和4年8月の新潟県での大雨に際し、昭和42年の羽越水害の教訓が家庭内や地区住民で共有・伝承されていたため、地方公共団体の指示を待たずに住民が自主的に避難し、犠牲者が出なかった事例の詳細が把握されました。

7ページに戻っていただき、次に市町村による住民の災害教訓の伝承活動への支援について見たところ、どのように住民の災害教訓の伝承活動への支援を行えば良いか分からないとする市町村がある一方で、他の市町村の参考となり得る様々な支援例がありましたので、事例集として報告書にまとめております。例えば、児童生徒が災害教訓などを学習・発表する防災教育により家族などへの伝承にもつながった例や、災害リスクなどを話し合う住民懇談会の開催により参加者間で災害教訓が共有されたような例、防災に詳しい団体の協力を得てウォーキングイベントを開催することで幅広い年齢層への伝承につながった例などが把握されております。

また、先人たちが過去の自然災害の教訓を伝えようと残した石碑・モニュメントである自然災害伝承碑については、11ページにあるような地図記号も定められております。国土地理院では、市町村の申請に基づき、自然災害伝承碑の情報を地理院地図などに掲載し、市町村による活用を促進しておりますが、市町村の状況を見たところ、どのように活用していいか分からないとする市町村もある一方で、他の市町村の参考となり得る様々な事例も見られましたので、こちらも報告書に事例集としてまとめております。

これらにつきまして、内閣府と国土地理院に対して、今後の関係施策を検討するうえでの参考としてもらうため、通知を行いました。

8月末時点の内容ですが、関係府省でも対応を取っているという内容を右側に記載しており、内閣府は、既に広報誌「ぼうさい」の発行や地区防災計画モデル事業を通じて関係情報の提供などの取組に着手をしており、さらに、参考となる支援例について情報提供を予定しています。国土地理院は、既にウェブサイトなどで市町村による自然災害伝承碑の活用例を提供しており、さらに、参考となる活用例について収集、提供予定ということでした。なお、調査の過程において、国土地理院が地理院地図などに掲載する伝承碑の情報について、掲載対象範囲が分かりにくいなど、市町村が申請するに当たっての課題が見られましたので、調査の途中で情報提供しており、既に国土地理院では改善を実施済みです。

以上です。

(尾原企画課長)　　続きまして、資料5の政策評価審議会提言（令和3年3月）を踏まえた行政運営改善調査の取組状況について御報告をいたします。企画課長の尾原です。よろしくをお願いします。

1ページを御覧いただきまして、令和3年の政策評価審議会の提言のポイントですが、行政評価のあるべき姿として、役に立つ評価、しなやかな評価、納得できる評価という形で提

示していただき、これを念頭に改善のアイデアを多数いただいております。

今回のこの御報告は、この提言を踏まえた取組につきまして、本政策評価審議会に適時御報告をしてきましたが、提言から３年が経過したことを踏まえ、提言の各事項への取組状況をまとめて整理をさせていただくものです。そして毎年度末に行政評価等プログラム、これは行政評価局の業務運営方針に当たるものであり、それを取りまとめておりますが、その前にこの政策評価審議会でもそちらについて御意見を頂いているため、今年度はその前に皆様にこの取組状況を振り返っていただき、御意見などを頂ければと思っております。

政策評価につきましては、この提言の後も、この政策評価審議会において提言や答申が行われており、それが政策評価に関する基本方針や先ほどの効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドラインなどに反映されておりますので、こちらの資料では、行政運営改善調査の取組状況について整理しております。

２ページ目を御覧ください。それぞれ頂きました提言における改善のアイデアに対して、右側に取組状況、中に具体的な調査名を書いておりますが、これは代表的なものとしてピックアップして書いているものです。

まず一つ目の「役に立つ評価」の部分ですが、左側、①ユーザーとニーズを重視した調査、②中期的な調査主題の設定、③長期的な社会経済変化のトレンドの考慮ということでアイデアを頂いております。それぞれについて、右側に記載しているとおり、まず、ユーザーとニーズを重視した調査については、太陽光発電設備等の導入に関する調査や浄化槽行政に関する調査がありますが、それぞれ管区行政評価局なども使ったプレ調査などを行って、地方公共団体の現場、それから関係の事業者、そしてまた学識経験者の方々にも御意見を頂いて調査の設計や課題の把握、整理を行ってきました。

続いて、次の他の行政機関からの要請に応じた部分ですが、行政評価局における調査のノウハウや現地機関を活用して、要請元の行政機関と連携を図りながら調査を行っているものがございます。二つ掲げておりますが、一つ目は現在実施中のものですが、各府省が行う調査に関する実態調査で、国が市区町村に対していろいろな調査を行いますが、その間に都道府県に取りまとめてもらう経路調査があり、都道府県のところで様々な目詰まり的なものや余分なことがあるのではないかとということがございますので、そういったものの実態を把握していくことで、これは内閣官房デジタル行財政改革会議事務局及び内閣官房行政改革推進本部事務局の要請を受けて実施しているものです。

続いて、校務DXに関する実態把握調査については、既に終了したものですが、こちらも

内閣官房デジタル行財政改革会議事務局から要請を受けまして、文部科学省と連携して複数の学校に実際に出向いてヒアリングをきめ細かにいき、様々な学校の先生方が1日どのような形で仕事をしており、どのようなところに仕事をする上でのボトルネック、具体的にはシステム上や業務上のボトルネックがあるかということを整理して提示したものです。

次に、次の中期的な調査主題の設定についてであります。当面の間、取り組む主題としてデジタル社会、行政計画、公的活動の担い手の視点も踏まえた調査を実施してきました。ここにいろいろ掲げていますが、例えば、死亡に伴う手続に係る実態調査については、これも内閣官房と連携をして行ったものですが、様々な死亡に関する手続について、届出の省略ができるもの、あるいはワンストップ化できないかという観点で調査を行ったものです。1回調査を行いましたが、その後なかなか改善が進んでいない状況が見受けられましたので、行政評価局でまたフォローアップを行ったものです。

続いて、行政計画の部分で言いますと、火山防災対策として、現地の火山の警戒区域の中の集客施設で避難確保計画を作ることになっておりますが、そのノウハウが無い集客施設の方々が避難確保計画をよりきちんと作れるよう、内閣府がきちんと支援をするようにという形での調査を行っています。

続いて、民生委員による証明事務に関する調査については、今まさに実施中でありまして、先般の政策評価審議会でも御意見を頂いたものです。

次に、長期的な社会経済変化のトレンドの考慮ということで、人口減少社会、高齢化・多死社会の進展を踏まえたテーマを選定して調査を実施しております。三つほど掲げておりますが、いずれも、特にこの高齢化・多死社会の進展を踏まえたテーマで行っているものです。先ほど御説明した民生委員の関係の話も、この長期的な社会経済の変化のトレンドを考慮したものに該当するのではないかと考えております。

次のページを御覧ください。「しなやかな評価」とするために、一つ目が、全国的な調査を行う評価のプロセスの多様化・迅速化、二つ目が調査結果の扱いの多様化のアイデアを頂いております。

取組についてですが、全国計画調査における地域での実地調査の結果を現地管区局においても公表しているものが幾つかございます。河川の陸閘の管理・運用に関する調査や墓地行政に関する調査などについては、それぞれ複数の管区においても現地で公表しています。火山防災対策に関する行政評価・監視については、実際に調査した数自体が多くありませんので、現地公表は一つの管区でしたが、こちらも現地での公表を行っております。

続いて、調査開始から調査の結果、集計・公表まで1年以内にできたものもありますが、一方で2年近く要したものもあるので、この点については、引き続き課題であると考えております。資料には、1年以内のものは提示させていただいております。

続いて、随時機動的に調査を開始のアイデアにつきましては、令和4年度に、調査テーマについては随時決定する方式に変更しております。

次に、調査結果の扱いの多様化については、例えば、太陽光発電設備の導入に関する調査では、省令改正又は新たなガイドラインに反映させるために、勧告の前に先行して調査で把握した事例を経済産業省に情報提供しております。

続いて、渉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する行政評価・監視についても、勧告の前に速やかに改善ができると思われるものについては、行政評価局レポートという形で先行して、先方にも通知をして公表しております。

次のページ、4ページ目は、納得できる評価の部分についてです。EBPMの更なる推進や施策をめぐるデータの重視、研究者との連携についてアイデアを頂いております。

取組状況についてですが、例えば、外来種対策の推進に関する政策評価では、地方公共団体の取組主体がPDCAを回すために必要な情報の提供が不十分であるということで、そもそも所管省である環境省の取組自体の検証・評価、目標の適切な設定、そして地方公共団体などに対する情報提供が必要であることを勧告しています。

次に、データの重視の部分ですが、身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査については、身元保証の関係で、民間の中でサポートする事業者が大変増えている中で、消費者、特に高齢者に対する不利益が生じているという現状を踏まえて調査を行ったものですが、これは制度を所管する府省がなかなか明確になっていない中で、行政機関による実地調査を含めたものとしては、全国で初めて行政評価局が行い、かなり全体像を明らかにできたと思っています。

続いて、先ほど御説明しました、生活道路における交通安全対策に関する政策評価も現在行っております。

研究者との連携については、調査の設計、特に指標の設定の在り方について検討するために研究会を設置したものとして、不登校・ひきこもりのこども支援に関する政策評価を実施しております。

駆け足で御紹介しましたが、各改善のアイデアにつきましては、いずれもそれぞれの方針に沿って取り組んでおりますが、更なる取組が必要なものもあると思っております。例えば、

調査の開始から集計・公表までは原則1年以内につきましては、達成できていないものも実際には多いのが実情です。調査に時間がかかることにつきましては、外部的な要因も当然あるわけですが、内部作業で効率化できる部分もあると思っておりますので、引き続き、早期公表に努めていきたいと考えております。

それから、どうしても行政運営改善調査は、全国で広く調査を行うものが多い形になっておりますが、ワンイシューの行政課題の改善が国民の役に立つものも少なくないため、短期間での改善を目指すという意味では、そうした行政課題の調査にも更に取り組んでいくこともあり得るのではないかと考えております。

さらに、納得できる評価のEBPMや研究者との連携の部分についても、取組として更に進めていく必要があると考えております。特に行政運営改善調査における効果の把握・検証自体が、まだまだ現時点では取組の途上であると考えております。政策評価の取組では、先ほどの効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドラインの策定や行政評価局職員のスキルの向上の取組を行っておりますが、調査での実践はまだ手探りですので、一層力を入れていきたいと思っております。

加えて、有識者の方々に御意見をお聞きすることも一定程度行っておりますが、調査の企画や評価の時点での取組はまだまだできることがあると思っておりますので、効果検証の仕組みを組み込むことについては、これまで以上にこの政策評価審議会の皆様や行政評価局アドバイザーの皆様などに積極的に御相談させていただきたいと考えております。

また、提言とは異なりますが、令和4年の政策評価に係る政策評価審議会の答申の際に岡会長から、データの利活用に更に取り組む一方で、現場の担当者や国民の生の声を聞いて丁寧に実情を把握する努力を怠ってはならないということと、行政評価局が各府省のアドバイザーとなって、各府省とともに政策の質の向上にチャレンジしていくことを望む旨、御言葉を頂いております。行政評価局としては、提言で頂いたこの改善のアイデアや、先ほどの岡会長による「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策に関する答申」に当たっての談話の内容については、現在においても変わらず重要なことだと認識しておりますので、引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えております。

現場主義の部分については、行政相談の取組としても、例えば、今年1月に能登地震が起きましたが、地方公共団体の協力を得て、生活支援情報をまとめたガイドブックを速やかに作り、避難所を回って配布することで、被災者の困りごとに寄り添った対応も行ってきました。また、地域現場での困り事や行政課題を能動的に取りに行くことで、行政相談委員や地

方公共団体、郵便局との連携を強化して、様々な草の根的な活動を進めてきました。今後とも、地方公共団体などとのつながりを強化して、丁寧に実情を把握した上で、行政課題の発見とその解消に向けて調査を行っていきたいと考えております。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございました。ただいまの報告はいろいろなテーマが入っていたと思いますが、御質問、御意見などございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

では、岩崎委員、どうぞ。

(岩崎委員) 岩崎です。御説明ありがとうございました。1点質問と1点コメントをさせていただきたいと思います。

まず、質問ですが、最後に御報告いただいた資料5についてです。中期的な今後の施策の取組の一つに、行政のデジタル化などをテーマとして取り上げることも考えるべきとありました。この点について検討されているのかという点を少しお伺いしたいと思います。

それと、コメントですが、先ほど御報告いただいた、資料5の中の防災意識の向上についてですが、今、日本全国で非常に災害が増えており、以前より被災経験者も増えてきているという中で、防災意識の高まりを実感しております。

余談になりますが、来月、1月にタイ政府の各省高官が31名私の研究室に来るのですが、関心事項の一つに日本の防災対策があるとのことで総務省にも訪問したいという依頼がありました。このような取組は、必ずしもデジタルを活用するような防災対策だけではなく、ご報告いただいた伝承活動も常に重要な施策になってくると思います。今後もいろいろな施策に向けた取組などが進んでいくと思いますが、世界各国でも今非常に災害が増えているため、有意義なデータとしてこのような取組が日本国内だけではなくグローバルに公開されていく点も日本の役割であり、海外からの期待の高まる重要な分野でもあると思いますので、是非御検討いただきたいと思います。ありがとうございます。

(森田会長代理) ありがとうございました。

続いていかがでしょうか。伊藤委員。

(伊藤委員) 全部まとめてコメントするということで、資料3から順番にコメントさせていただきます。私は、租税特別措置の話題は、実は非常に重要だと思っております。2022年の法人税は14.9兆円なのですが、租税特別措置の減税分は2.3兆円であり、租税特別措置をしなければ法人税の税収はもっと増加します。もちろん、今の世の中の流れが減税に偏っ

ていますので増税という流れは刺しにくいかもしれませんが、例えば、2ページのまだ過去の効果について検証できていないなどの事例については、言語道断だと思っております。事例1に関しては、1件しかない適用事例が今もある点に対して、点検結果の概要としては非常に厳しいコメントをつけているにもかかわらず、厚生労働省はそれに対して何と言っているのか気になります。

次の、経済産業省の中小企業者等の法人税率の特例についても、ほかの要因もあるからと達成目標を適切に設定していないから、ずるずると延長し続けているとのこと。その点に対して、有効な手段であるのか明らかにされていないとのことで、コメントは非常に厳しいと思いますが、さらに、明らかにせよというレベルまで言えると良いと思います。そして、その結果に対して経済産業省は何と言っているという話になりますが、行政評価局として、厚生労働省には厚生労働省としての説明責任、経済産業省には経済産業省としての説明責任を求めるべきであり、財務省主税局にもこのような租税特別措置をいつまでも実施しているのかということを伝えて、きちんと点検する必要があると思います。必要なものもあると思いますが、長年実施しており、マンネリ化して無駄になっているものも結構たくさんあると思いますので、この租税特別措置という形で行っているものが本当に必要なのかどうか、賞味期限的にはもう切れており、必要ではないのではないかという観点も含めた検証を、是非もっと強く実施してほしいと思っております。

資料4に関しては、いずれも生活の安全に根差した非常に大切なことだと思います。ごみ屋敷に関しては、65歳の高齢者が半数以上、3割は生活保護を受給しているということで、御意見にもありましたが、このようなごみ屋敷を発生させる原因を改善するという意味では、居住者に対する福祉的な支援が何より重要ではないかかと思えます。それが重要だと思われるつつも、なかなか踏み込めないということでしょうか、単純にごみを片づけるだけの部局では、その人を福祉につなげるだけの連携も取れていないこともあるかと思えます。この問題を本当に解決するためには全国レベルで考えなければいけないことかと思えます。複数の府省をまたぐものですが、その中でも特に単身高齢者で経済状況が良くない方は今後ますます増えると予想されていますので、今も問題ですが、将来的には、もっと大きな問題になると思っております。

それから、防災の件に関しては、私自身も国土地理院がこのような取組を実施していることを不勉強ながら知らなかったのも、大変重要なことだと思いますが、是非住民だけではなく、対象地区の職場や事業所に勤務している人も同じような情報提供の対象に巻き込むべ

きかと思います。というのも、勤めている職場の周辺がどのような地形でハザードマップではどのように表示されているのか分からないこともあるかと思います。

特に、私は病院の人と話をする機会が多いのですが、病院には非常食や非常用電源が準備されており、電気が優先的に提供されるため、災害発生時に人々がシェルターとして病院に避難してきてしまうことがあるが、病院は本来病気になっている人たちの面倒を見るためのリソースを優先的に割く必要があるため、元気な人が病院に避難してきてもサポートできないということをよく伺います。

そのため、もちろんそういう電気があることや食料があるという安心材料は大切だと思いますが、病院にシェルターとしての役割を期待するのであれば、いろいろな取組の中に病院が入っていける工夫をしなければいけない。病院だけではなく、学校なども含まれるかもしれない。職場の事業所の人手やリソースを変えなければいけない部分もあると思うので、地域と住民という枠組みだけではない取組が必要ではないかと思いました。

資料5に関しては、これは大枠として賛成であり、3年間の中でどのようなことに取り組んできたのかというその目的と、それに対してやってきた具体的な取組が非常に分かりやすく整理されており、きちんと努力されてきたのだと思っております。

この中で私が一つ挙げたいのが、データの重視です。先ほどの岡会長による「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策に関する答申」に当たっての談話では現場も大切とのことでした。もちろん現場も大切なのですが、やはりデータの活用は重要であり、特に（3）「納得できる評価」とするために②施策をめぐるデータの重視のポツの2番目に関連して、データはあるが提供しないというような、せっかく労力をかけて取っているデータを部課内でしか活用しないことが本当にもったいないと思っております、もちろん、公表に当たってはいろいろ面倒なこともあると思いますが、せっかく調査をしているが、なかなか公表できないという事例をゼロにしていきたいと思っております。そのため、もちろんこれからデータのベースを拡充することも大切であり、現場も大切なのですが、せっかくあるデータを持ち腐れにしないことも是非御検討いただきたいと思います。

以上です。

（亀井委員） 御説明ありがとうございました。今の伊藤先生のお話を聞きながら改めて思ったことは、租税特別措置等については、昨今の政治情勢、いわゆる選挙結果の民意や今の国会の構成等々を受けて、政治の 이슈を尊重するある種、レジティマシーと言いますか、政治的正統性ばかりで政策が決まるような向きがややありますが、こういうときこそ、

やはり官僚機構が担うライトネス、合理的な正当性という点をしっかり皆さんが担っていただきたいと改めて思いました。決してレジティマシーが上でライトネスが下なわけではなく、両方がせめぎ合うことによって初めて優れた政策意思決定ができるということであり、こういうことをしっかり地道に続けていただくことが極めて大切であり、政治に押し切られない努力は、是非皆さんがしっかり取り組んでいただきたいところです。これを緩めてしまうと社会がとんでもない方向に進んでしまうため、そこは是非しっかり進めていただきたいと思います。そのような中で、行政運営改善調査を二つ、それぞれ御報告いただきましたが、それぞれに本当に大切なところを、しっかり取り組んでいただいていると改めて感じました。

最後に、資料の5のところについては、そのような観点で言うと、非常に意欲的に取り組んでいただいているという点は改めてよく分かりました。大切だと思うのは、2ページ目の（1）の②中期的な調査主題の設定と③長期的な社会経済変化のトレンドの考慮のところであり、特に③については、先ほど尾原課長からも説明がありましたが、行政が対応できていないテーマを見いだして行政がきちんと対応できるようにしていく。これは場合によっては、総務省の本務であるかもしれませんが、行政そのものの体制改善を促していくことや、こういう施策はやはりやるべきではないかということを政府全体に提案をしていく機能にもつながっていくと思います。昨今においては、デジタル社会とは言うものの、単に行政がデジタル化するわけではなくて、デジタル社会の影響がいろいろなところに及んでいると思います。具体的にはフェイクやアテンション・エコノミーと民主政治の関係などといったものが非常に顕在化したのがこの2024年であり、日本においてもやはり起きるのだということ私たちは認識しました。

そのような話が、中期的、長期的に今の私たちの社会に最も影響を与えているものは技術革新や技術進化だと思いますので、こういうものは単に行政がデジタル化しなければならないという話に限られるわけではなくて、これがどのように私たちの社会や経済、特に社会、あるいは私たちの意思決定に影響を与えているのかという点の分析については、行政評価局で担ってもらえたらよいなと思います。率直に言えば、どこにお願いしてもやってくれないと思いますので。恐らく、お願いするとしたら行政評価局しかないと思うので申し上げているのですが、総務省の中で言えば、通信、テレビなど近いところもありますし、選挙も担当されていますので、結果的には総務省に戻ってくるような気がするのですが、その中でどのようにあるべき行政としての社会に対するアプローチの仕方があるのかという極め

で大きなテーマも見ていただければと思います。単純に人口減少・多死社会だけではなくて、デジタル社会もデジタル化が行政をどうするかという話ではなくて、そういうものが社会にどう影響を与えており、私たちはそれに対してどのように臨むのかという点も含めて、大変意欲的なテーマではありますが、検討いただければと思いました。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございました。

では、前葉委員、お願いできますか。

(前葉委員) 私は特にありません。

(森田会長代理) ありがとうございます。

それでは、私も一言、言わせていただきます。何回も申し上げてきたのですが、政策評価は、各府省のいろいろな政策を評価して見ていくことになりますので、行政の制度の横断的な問題点がかなり浮かび上がってくると思います。今の亀井委員の御発言にもありましたが、その辺りをきちんと指摘していくことも評価において非常に重要ではないかと思っております。そのような観点から言いますと、例えばごみ屋敷の問題や以前議題となっておりました空き地・空き家の問題もそうですが、人口が減ってきて社会が大きく変わってきたとき、今のままの日本の不動産に関する所有権の制度についても、かなり不合理な点が出てきたのではないかという気がしております。

日本の場合は、所有権が非常に厚く保護されており、御本人にとっては大切な所有物かもしれませんが、その方が亡くなったとき、ごみも相続の対象になるわけです。そのような場合に、それを誰がどう考えるのかという話で、相続人の多くが相続放棄をされるとすれば、最終的に誰が処理するのか。既にごみ屋敷の段階から発生する問題ではありますが、そのような問題を考えると、社会的な公共性や安全性は大切だと思いますが、そのような観点から効果的な対応策について法律的にも考えていく必要があるのではないかと思います。

同様に、災害時の伝承の話が該当すると思われますが、人口が減少していきますと、若い人がたくさんいて高齢者が少なかった時代にどうしていたかということは、今、必ずしもそのままではうまく機能しないこともあると思います。その辺りも含めて、大きく世の中が変わっている前提で制度を見直していく必要があります。今の制度をきちんと取り組んでいるかということで評価していると思いますし、実際、空き地・空き家対策でも努力しているのはもちろんですが、その前提となっている制度に縛られていろいろな意味での不合理というのが生じてきているのではないかと。これは簡単に変えられることとは思いませんが、誰か

が指摘して早く対応していくことが必要ではないかと思った次第です。

事務局から、皆様のコメントについて何か更に御発言があれば、全員答えていただいてもいいのですが、まとめて、企画課長からお願いします。

(尾原企画課長) ありがとうございます。先ほど横田先生から、途中で退席されましたが、コメントをいただいておりますので、読み上げさせていただきたいと思います。

政策評価を牽引・サポートする部局として、PDCAサイクルを率先して実践されている点は特筆すべきものであり、高く評価いたします。また、調査報告との緊密な連携はユーザー視点を強く意識された成果であり、極めて有用であると感じています。各種調査を結果報告・勧告とその対応状況の報告で終わらず、本振り返りプロセスに活用されている点は、政策評価の質を更に高める重要な取組と考えます。

一方で、更なる向上を目指す観点から、以下の点を御提案いたします。全体像として成果や取組状況を数値で明示することにより、更なる透明性と把握のしやすさが向上すると考えます。また、ガイドラインの活用状況などユーザーによる第三者評価を取り入れ共有することで、信頼性や納得感を一層高める契機となるのではないのでしょうか。いずれにせよ、提言に込められた、役に立つ・しなやかな・納得できる評価を一貫して揺るぎない形で進めていく姿勢に深く敬意を表します。今後もこの取組が継続され、全府省での更なる成果が生み出されることを期待しております。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございました。

(尾原企画課長) その上で、今、幾つかコメントや御質問等を頂きましたので、私から答えさせていただきます。

まず、岩崎先生から、行政のデジタル化について何か取り組んでいることはありますかというお話がありましたが、現在は、テーマの分野を掲げて、また年に1度行政評価等プログラムに個別の調査を立てて記載するという方法をやめて、機動的に実施するという形にしておりますので、今現在で次に何か行政のデジタル化に関する調査を考えているものは無いのですが、これは大切な視点だと思っておりますので、テーマを考える際には、この点はよく留意をしていきたいと思っておりますし、個別の調査の中でも、この観点から何かできることがないかということは常に考えて取り組んでいきたいと思っております。

次に、外国も念頭に置いたデータの公開のお話もありました。確かに、我々は、海外との関係についてはまだまだ不足していると思っておりますので、今、一足飛びにすぐ全てのもの

のを英語でということは難しいですが、大切なことだと思っておりますので、念頭に置いて取り組んでいきたいと思えます。

次に、データに関連して、伊藤先生からもデータを活用しないことはもったいないことであり、データを宝の持ち腐れにしないようにというお話がございましたので、我々の調査で把握したデータについても、相手方との関係もありますが、いろいろやり取りする中で、公開できる部分をできるだけ把握していきたいと考えております。

最後に、亀井先生と森田先生から大変大きなお話を頂き、いずれも本当に大切なお話だと思っております。デジタル化についても、行政の中でのデジタル化だけではなく、社会に対してどうアプローチしていくかというお話は非常に大きな話だと思いますし、世の中が大きく変わっている中で、そもそもの制度がどうなのかという点も本当に大切なことだと思っております。我々が制度を持っていない中で、各府省に対してどのような形で話をしていけるかについては、いろいろな方法があると思いますが、今いただいたお話も含めて、その点は意欲的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

(森田会長代理) よろしいでしょうか。最後の点ですが、各府省にここをこう変えてくださいということまでは難しいかもしれませんが、大きな制度の場合は、これからこの国でいろいろな制度がそのような問題に直面するということで、政府全体として取り組む必要があるのではないかというメッセージは出せるのではないかと思います。

ありがとうございました。それでは、特に御発言がなければ、行政評価局におかれましては、本日の議論、意見も踏まえまして、引き続き各府省の政策立案・改善の取組を後押ししていくように積極的に取組を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、特に御発言なければ、本日の議題は終了いたしまして、最後に横田総務審議官から御挨拶をお願いいたします。

(横田総務審議官) 7月に着任しながら今日まで御挨拶できず恐縮です。前職で内閣官房行政改革推進本部事務局長として行政事業レビューなどを担当していたこともありまして、私がお答えした方がよいご指摘もありましたので、関連して少しお話ししたいと思います。

まず、亀井先生のご発言にありました、内閣官房行政改革推進本部事務局と行政評価局の関係について申し上げます。

行政事業レビューの見直しの中で、対象を予算事業とする形で整理をしたわけですが、これに伴い、行政事業レビューについては、予算の見える化という政府の方針の下でシステムを作って公表するとともに、財務省主計局も含めた、毎年の予算プロセスの中での活用を進めるなど、内閣官房行政改革推進本部事務局としては、予算の面からミッションが明確になった側面はあると思います。

ただ一方で、行政事業レビューシートでは、小さな目標や短期の目標であればどうなっているかがよく見えるのですが、例えば雇用を改善させるなどの大きな目標については、規制や税制なども含めた全体像はよく分からないことになります。

このように、内閣官房行政改革推進本部事務局において予算面での役割が大きくなったことにより、総務省行政評価局が政策評価として取り組む必要があること、つまり、政策が本当に役に立っているかということについては、政策評価という枠組みできちんと見る必要があることが明確になったという側面があると思います。

それから、内閣官房行政改革推進本部事務局では、昨年から今年にかけて基金の見直しに取り組んでいました。基金については、補正予算の審議でも、見直しをしたのはいいが、きちんと成果が上がっているか分からない状態でこんなに予算をつけていいのかといった議論がありました。予算委員会の場で、きちんと成果を検証した上で予算をつけるべきではないかという点が正面から議論されたことは大きな意義があったのではないかと思います。

それから、行政のデジタル化というお話もありましたが、私もデジタル行財政改革の業務を兼務しておりました。今後、人手不足が更に進んだときに社会や行政の機能が維持できるかが大きな課題になってくるわけですが、デジタル行財政改革は、これをデジタルの力で生産性を向上することによって解決しようとするものです。ただ、生産性の向上だけで人手不足に対応できるのかを考えると、効果が上がる見込みのないものはやめる、あるいは効果が上がるような方法を考えるといったことにも取り組む必要がありますが、この点からも政策評価が重要になってくると思います。

ということで、いろいろと課題がある旨を申し上げましたが、今後、委員の皆様の御指導を踏まえてしっかりと取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

(森田会長代理) ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第41回政策評価審議会と第40回政策評価制度部会の合同会合を閉会といたします。

皆様、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。では、終了いたします。

(以上)